

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年3月大治町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番林 哲秀君、5番折橋盛男君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○議会運営委員長（浅里周平君）

報告します。議会運営委員会は2月28日午前10時から開会し、3月定例会は本日から23日までの17日間と決定しました。以上です。

○議長（横井良隆君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から3月23日までの17日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの17日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第1号から日程第10、議案第8号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第1号大治町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について。

大治町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。平成30年3月7日提出、大治町長。

この案を提出するのは、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準について定める必要があるためでございます。よろしくお願いいたします。

議案第2号持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成30年3月7日提出、大治町長。

この案を提出するのは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行うためでございます。よろしくお願いいたします。

議案第3号大治町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

大治町個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成30年3月7日提出、大治町長。

この案を提出するのは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うためでございます。よろしくお願いいたします。

議案第4号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成30年3月7日提出、大治町長。

この案を提出するのは、教育委員会委員活動の拡充に伴う報酬の改定及び交通指導員の報酬を廃止するためでございます。よろしくお願いいたします。

議案第5号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成30年3月7日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税額の定義に関する規定を整理するとともに、国民健康保険税の税率等を改定する必要があるためでございます。よろしく申し上げます。

議案第6号大治町介護保険条例の一部を改正する条例について。

大治町介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成30年3月7日提出、大治町長。

この案を提出するのは、第1号被保険者の保険料を改定するとともに、介護保険法の一部改正に伴い被保険者等に関する調査に従わなかった場合等において、過料を科すことができる者に第2号被保険者の配偶者等を追加するためでございます。よろしく申し上げます。

議案第7号大治町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成30年3月7日提出、大治町長。

この案を提出するのは、介護保険法施行規則の一部改正により主任介護支援専門員の定義が改正されたことに伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。よろしく申し上げます。

議案第8号大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

大治町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成30年3月7日提出、大治町長。

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

日程第11、議案第9号から日程第13、議案第11号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第9号平成29年度大治町一般会計補正予算。

平成29年度大治町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5058万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億5671万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の追加は、第3表地方債補正による。平成30年3月7日提出、大治町長。

今回の主な補正の内容は、歳出におきましては、民生費において、臨時福祉給付金事業費における補助金返還金を2399万7000円計上し、保育所運営費を6156万9000円増額し、教育費において、大治南小学校トイレ改修に要する経費として1億5728万円、大治町立公民館エレベーター改修に要する経費として1490万4000円、大治中学校夜間照明設備改修に要する経費として1860万円計上するものでございます。

これらの財源として、町税、国・県支出金、諸収入及び町債等を充てるものでございます。

なお、今回の補正により生じた余剰一般財源113万6000円につきましては財政調整基金に積み立てるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第10号平成29年度大治町介護保険特別会計補正予算。

平成29年度大治町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4159万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億50万5000円、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ132万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1652万1000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年3月7日提出、大治町長。

今回の補正の保険事業勘定における主な内容は、歳出について、保険給付費を1666万1000円減額し、これに伴い国庫支出金を増額し、支払基金交付金及び県支出金を減額するものでございます。

また、基金積立金を5825万5000円増額し、この財源として繰越金及び余剰財源を充てるものでございます。

介護サービス事業勘定におきましては、歳入について、サービス利用者が減ったため

介護給付費収入を643万6000円減額し、また、基金繰入金及び繰越金を増額するものでございます。

歳出については、施設管理費を11万4000円、居宅サービス事業費を121万4000円減額するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第11号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5148万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、既定の継続費の変更は、第2表継続費補正による。

第3条、既定の地方債の変更は、第3表地方債補正による。平成30年3月7日提出、大治町長。

今回の主な補正の内容は、歳入におきましては、一般会計繰入金を30万6000円、町債を100万円減額し、交付決定に伴い県補助金を32万円増額するものでございます。

歳出におきましては、公営企業会計移行業務委託料を98万6000円減額するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

日程第14、議案第12号から日程第19、議案第17号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第12号平成30年度大治町一般会計予算。

平成30年度大治町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90億2300万円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5000万円と定める。

第6条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成30年3月7日提出、大治町長。

平成30年度の一般会計の予算は、前年度当初予算と比較して8億2300万円増の総額90億2300万円とするものでございます。

歳出の主な内容は、総務費において、電子計算業務費3億1419万円を初めとして11億9416万7000円、民生費において、福祉医療費6億7468万4000円、保育所運営費8億5828万8000円を初めとして37億7187万7000円、衛生費において、感染症対策事業費1億556万4000円、塵芥処理事業費3億7917万2000円を初めとして8億1469万2000円、土木費において、公園整備事業費1億6187万7000円、街路整備事業費1億903万3000円を初めとして8億7001万円、消防費において、海部東部消防組合負担金3億265万7000円を初めとして3億9272万2000円、教育費において、小学校費1億7368万4000円、中学校費1億369万8000円、スポーツセンター運営管理費6億1718万9000円を初めとして13億1473万2000円、公債費として元利償還金4億3568万円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、町税として37億6506万6000円、地方消費税交付金5億310万円、地方交付税6億円、国県支出金として19億3127万1000円、町債9億6480万円をそれぞれ計上するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第13号平成30年度大治町国民健康保険特別会計予算。

平成30年度大治町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億4925万8000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成30年3月7日提出、大治町長。

平成30年度大治町国民健康保険特別会計予算は、前年度当初予算と比較して4億6058

万9000円減の総額30億4925万8000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費として19億8898万円、国民健康保険事業費納付金として9億9204万6000円、保健事業費として2653万8000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源としまして、国民健康保険税として6億4455万4000円、県支出金として20億2984万3000円、繰入金として2億4742万8000円をそれぞれ計上するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第14号平成30年度大治町土地取得特別会計予算。

平成30年度大治町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20万円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成30年3月7日提出、大治町長。

平成30年度の土地取得特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して24万7000円減の総額20万円とするものでございます。

この会計では、土地開発基金への積み立てに要する経費を計上するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第15号平成30年度大治町介護保険特別会計予算。

平成30年度大治町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億7725万2000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1704万4000円と定める。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成30年3月7日提出、大治町長。

平成30年度大治町介護保険特別会計の予算は、保険事業勘定については予算総額を前年度当初予算と比較して6579万3000円増の15億7725万2000円とし、介護サービス事業勘定については予算総額を前年度当初予算と比較して80万5000円減の1704万4000円とするものでございます。

保険事業勘定における歳出の主な内容は、保険給付費につきまして、本年度における対象サービス量を見込み、介護サービス等諸費として13億5429万5000円、介護予防・生

活支援サービス事業費として5771万3000円、包括的支援事業費として2502万7000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、保険料として4億2198万円、国庫支出金として2億7992万1000円、支払基金交付金として4億483万4000円、県支出金として2億3136万1000円、繰入金として2億3912万3000円をそれぞれ計上するものでございます。

また、介護サービス事業勘定における歳出の主な内容は、一般管理費として522万1000円、居宅介護サービス事業費として1181万6000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源としまして、介護給付費収入として1353万6000円、基金繰入金として350万1000円をそれぞれ計上するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第16号平成30年度大治町公共下水道事業特別会計予算。

平成30年度大治町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3077万3000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。平成30年3月7日提出、大治町長。

平成30年度の公共下水道事業特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して1731万円減の総額5億3077万3000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、日光川下流流域下水道事業建設負担金として2611万3000円、公共下水道工事費として2億3000万円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源といたしまして、国庫補助金として9200万円、一般会計繰入金として1億5887万4000円、町債として2億2100万円をそれぞれ計上するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第17号平成30年度大治町後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度大治町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6915万3000円と定める。

第1条第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。平成30年3月7日提出、大治町長。

平成30年度の後期高齢者医療特別会計の予算は、前年度当初予算と比較して2534万5000円増の総額5億6915万3000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、広域連合納付金の保険料等負担金として3億2131万2000円、療養給付費負担金として2億1872万4000円、広域連合事務費負担金として920万円、保健事業

費の個別健康診査等事業委託料として1399万9000円、人間ドック検査委託料として109万9000円をそれぞれ計上するものでございます。

これらの主な財源としまして、後期高齢者医療保険料として2億6831万円、一般会計繰入金として2億8734万6000円をそれぞれ計上するものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（横井良隆君）

日程第20、海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行います。  
本町の選出議員数は1名で議会議員の中から選出するものです。  
任期は平成30年4月1日から2年間です。  
選挙は投票によって行います。  
議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。  
投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（横井良隆君）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。  
投票用紙の配付漏れはありませんか。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（横井良隆君）

異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
議席番号順に投票願ひます。

[投票]

○議長（横井良隆君）

投票漏れはございませんか。

[[なし]の声あり]

○議長（横井良隆君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、7番吉原経夫君、9番服部勇夫君、10番下方繁孝君を指名いたします。

立会人の方、お願いいたします。

[開 票]

○議長（横井良隆君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 11票

無効投票 1票です。

有効投票のうち、

服部勇夫君 11票。

この法定得票数は3票です。したがって、服部勇夫君が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（横井良隆君）

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました服部勇夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

当選承諾及びごあいさつをお願いいたします。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（織田八茂君）

はい、9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。今、皆さんにご推挙をいただきましたので引き続き環境事務組合の議員として大治町を代表いたしまして頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（横井良隆君）

おめでとうございます。よろしくお願いをいたします。

日程第21、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。  
現人権擁護委員の……

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時39分 休憩

午前10時39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（村上昌生君）

失礼いたしました。

○議長（横井良隆君）

はい、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

現人権擁護委員の石川義章氏は平成30年9月30日をもって任期満了となり、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、石川義章君を適任と答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、石川義章君を適任と答申することに決定をいたし

ました。

日程第22、人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

人権擁護委員候補者を推薦するにあたり議会の意見を求めることについて。

現人権擁護委員の吉田己喜男氏は平成30年9月30日をもって任期満了となり、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、吉田己喜男君を適任と答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、吉田己喜男君を適任と答申することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時41分 休憩

午前10時48分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23、請願第1号国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げることを求める意

見書採択の請願書についてを議題といたします。

この請願については、さきにお手元に配付した請願文書表のとおりでございます。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、この請願に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立 3名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第24、請願第2号国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書採択の請願書についてを議題といたします。

この請願については、さきにお手元に配付した請願文書表のとおりでございます。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思

ますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、この請願に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立 3名〕

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第25、議員派遣の件についてを議題といたします。

このものについては、お手元に配付しました1の内容のとおり議員を派遣しましたのでご報告申し上げます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 散会